

エコアクション21 環境活動レポート

平成21年度版

対象期間；(平成21年6月～平成22年5月)



株式会社 田中建設

作成日 平成22年7月29日 (初版)

発行日 平成22年9月15日

株式会社 田中建設 環境活動計画

環 境 方 針

株式会社 田中建設は、『捨てればゴミ、リサイクルすれば貴重な資源』をモットーに、建設発生土や建設汚泥の土を顧客ニーズにあった改良土や防草土などの再生土を製造・販売しています。また、緑化事業により緑あふれる地域創りを推進しています。

当社の事業活動を進めていく中で、建設業という事業活動が環境に及ぼす影響を理解し、地球環境との調和、地域社会との融和を図りながら進歩・発展していくとともに緑化推進に努めることを目指していきます。私たちは、循環型社会構築のため事業活動に伴う環境への負荷を少なくするために、環境保全活動に継続的に取り組み、以下の取組を社員一丸となって推進します。

事業活動の中での省エネルギーと省資源に努めます。

【燃料（軽油）類の節減・電気使用量の削減・節水】

資源の有効な活用を図り、廃棄物の適正な処理・削減に努めます。

環境方針の達成のため、環境目標および活動計画を策定・周知し、定期的な評価・見直しにより、継続的な改善を推進します。

事業活動に関する環境関連法規を遵守します。

環境活動レポートを公表する等、社内外に対して、環境保全に関する情報の提供を行い、関連会社にも認識してもらうよう努めます。

この方針に基づいて社員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全社員に周知します。

平成21年6月1日

株式会社 田中建設

代表取締役社長 田中 均

1 会社の概要

(1) 事業者名及び代表者 株式会社 田中建設
代表取締役 田中 均

(2) 所在地 〒923-1237 石川県能美市上清水町タ7 0 番地 1

(3) 事業の概要

業 種	建設業
事業内容	一般土木工事業、建設発生土リサイクル(改良土・防草土)製造・販売事業、建設発生土の処理、汚泥の中間処理
設立年月日	平成6年3月10日
資本金	3,000万円
売上高	##
主要製品	改良土、防草土
従業員数	15人

(4) 保有車両および施設の状況

自走式土質改良機(リテラ)BZ210	1台
自走式土質改良機(リテラ)BZ120	1台
フォークリフト	1台
フルイ機	2台
ダンプトラック(10t)	2台
ダンプトラック(2t)	1台
軽ダンプ	2台

(5) 許可の内容

許可の種類

1) 産業廃棄物処分業

許可機関 石川県
許可番号 第01722100304号
許可年月日 平成19年12月16日
許可有効年月日 平成24年12月15日

許可の範囲

事業の区分 中間処理 (固化再生)

産業廃棄物の種類 建設汚泥、上水汚泥、砕石汚泥に限る

判定基準に適合しないもの、特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物であるものを除く

処理能力 320m³/日 (8 時間)

2) 産業廃棄物収集運搬業

許可機関 石川県
許可番号 第01702100304号
許可年月日 平成20年1月8日
許可有効年月日 平成25年1月7日

許可の範囲 積替え保管を除く。

汚泥 (建設汚泥、上水汚泥、砕石汚泥に限る。)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類 (自動車等破砕物であるものを除く) 。

これらのうち、判定基準に適合しないもの、特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物であるものを除く

営業区域は、金沢市の区域を除く石川県の区域

(6) 環境保全関係の担当者、連絡先

環境管理責任者 辻 要

連絡先 電 話 : 0761-51-7880

F A X : 0761-51-7890

E-mail : info@tanakaken.com

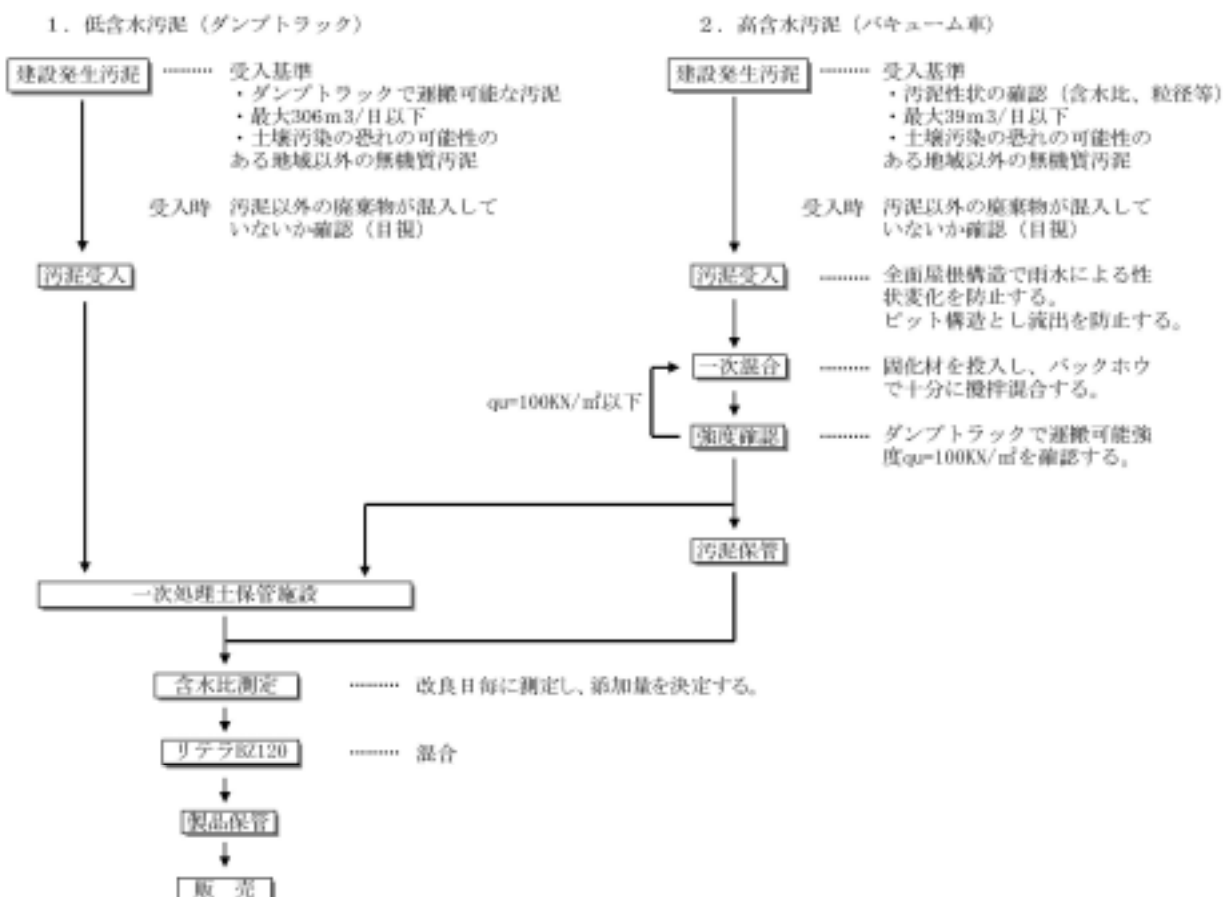
(7) 受託した廃棄物等の処理量 (平成21年度実績)

処理方法	廃棄物等の種類	処理量	単位
固化再生	汚泥	#REF!	m ³
収集運搬	汚泥	#REF!	m ³

(8) 廃棄物処理料金

基本料金はホームページ上に記載しておりますが、そのつど御見積もりも無料で行いたします。

(9) 汚泥処理工程図



2 環境目標とその実績および目標達成状況

平成21年度	売上高 225百万円	単位	基準年	目標	実績	目標達成状況
			平成20年度 平成20年6月～ 平成21年5月	平成21年度 目標値	平成21年度 平成21年6月～ 平成22年5月	
総エネルギー投入量	実績値	MJ	3,803,139	3,765,108	4,575,931	
	電気使用量実績値	kwh	39,067	38,676	37,029	
	灯油使用量実績値	リットル	1,129	1,118	1,127	×
	液化ガス(LPG)使用量実績値	kg	52	52	251	×
	ガソリン使用量実績値	リットル	10,177	10,075	9,121	
	軽油使用量実績	リットル	79,135	78,343	100,586	×
総物質投入量	実績値	t	0	0	0	
水資源投入量	実績値	m ³	1,531	1,516	1,363	
【温室効果ガス排出量】 【二酸化炭素】	実績値	Kg-CO ₂	255,955	253,396	309,261	×
化学物質排出量・ 移動量	大気への排出量実績値	t	0	0	0	
	公共用水域への排出実績値	t	0	0	0	
	土壌への排出実績値	t	0	0	0	
受託した産業廃棄物 の処理量	収集運搬量	t	984	974	1,715	
	中間処理量	t	7,109	7,038	9,910	
	うち再資源化等量	t	7,109	7,038	9,910	
	最終処分量	t	0	0	0	
	中間処理後の産廃の処分量	t	7,109	7,038	9,910	
	うち再資源化等量	t	7,109	7,038	9,910	
【廃棄物等総排出量】 一般廃棄物	再使用	t	0	0	0	
	再生利用	t	56	55	18	
	熱回収	t	0	0	0	
	単純焼却	t	0	0	0	
	その他	t	0	0	0	
	白上質紙(コピー用紙)使用量	kg	328	325	164	
	一般廃棄物総排出量	t	1	1	0	
廃棄物最終処分量	最終処分量実績値	t	0	0	0	
【総排水量】	実績値	m ³	1,531	1,516	1,363	
	BOD	g	0	0	0	

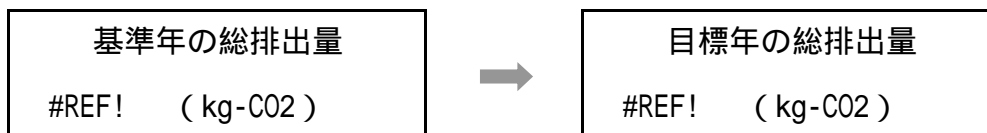
二酸化炭素排出量の増加は、事業実績に伴い軽油の使用量の増加による。
廃棄物・水の使用量は目標値を満足した。

3 環境負荷の低減目標及び環境保全に向けた具体的な取組

3 - 1 . 目標と取組み

平成22年度の環境負荷の低減目標は、次のとおりです。（数値的な低減目標についての基準年度は、いずれも平成20年度です。）

【目標1】 二酸化炭素の総排出量を2年間で2%削減する



エネルギー投入量別削減目標

項目	基準年使用量	項目別削減量	単位
電力	#REF!	#REF!	kwh
灯油	#REF!	#REF!	リットル
天然ガス(LPG)	#REF!	#REF!	kg
ガソリン	#REF!	#REF!	リットル
軽油	#REF!	#REF!	リットル

-2.0%

【取組1】 二酸化炭素排出量の削減

(工事部門での活動)

- ・ 車両及び重機の点検整備の徹底を図る
- ・ 現場への車両の効率的な使用(運転経路、相乗り)を徹底する
- ・ アイドリングの防止と無駄のないアクセル操作を心がける
- ・ 車の空調温度を適正温度に設定する
- ・ 型枠等の余剰部分の再利用に努める
- ・ 廃棄物を出さない創意工夫する

(製造部門での活動)

- ・ 車両及び重機の点検整備の徹底を図る
- ・ 昼休みと休憩時間には、使用していない機械の電源を切る
- ・ 作業効率の改善により残業時間を少なくする

(事務・営業部門での取組)

- ・ 事務室の空調温度を適正(冷房時27度、暖房時22度)に設定する
- ・ 昼休み消灯と人のいない部屋の消灯を徹底する
- ・ パソコンとコピー機の節電機能を活用する
- ・ 車両の点検整備の徹底を図る

【目標2】 コピー用紙の使用量を2年間で2%削減する



【取組2】 コピー用紙使用量の削減

- ・ 両面印刷、両面コピーを徹底する
- ・ 使用済み用紙の裏面を利用する
- ・ 書類、資料の電子データ化を進める
- ・ 顧客の電子マニフェスト化推進に努める

【目標 3】 総排水量の削減に努める

【取組 3】 総排水量の削減

- ・ 配管からの漏水を定期的に点検する
- ・ 手洗い場に節水を呼びかける標語シールを掲示する
- ・ 駐車場の水を循環して使用する

【目標 4】 産業廃棄物最終処分量を削減すると共に適正に処理する

【取組 4】 廃棄物の適正管理と排出量の削減

(産業廃棄物)

- ・ 廃棄物の分別仕様を再検討し、置き場を整備する
- ・ 廃棄物管理票(マニフェスト)の管理を徹底する
- ・ 不良品の発生状況を記録する
- ・ ウエス、軍手は無駄に廃棄しない

(一般廃棄物)

- ・ ごみの分別を徹底し、3Rに努める
- 【リデュース(ごみの発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(ごみの再生利用)】
- ・ 排出する廃棄物の重さを計り、記録する
- ・ 詰め替え可能な製品、簡易包装の製品を優先的に選んで購入する
- ・ 製品をできるかぎり大事に長期間使用する

【取組 5】 その他の取組

- ・ 工場敷地内緑地の維持管理を行う
- ・ 事務所の壁面を緑化によるグリーンカーテンを推進する
- ・ 地域の緑化活動におけるボランティアに積極的に参加する。
- ・ 毎月、全社員による現場総点検を行い、5Sを徹底する
(整理・整頓・清掃・清潔・躰)
- ・ 製品、材料、工具は、決められた場所に返却する
- ・ 社員による技術提案制度で、環境への取組についても提案を募集する

3 - 2 . 各部門の具体的な取り組み

工事部門

燃料使用量を把握し記録する
車両及び重機の点検整備の徹底を図り点検整備状況の記録を行う
アイドリングの防止と無駄のないアクセル操作を従業員に周知徹底させる
昼休みと休憩時間には、使用していない機械の電源を切る
ウエス、軍手は無駄に廃棄しない
型枠等の余剰部分の再利用に努める
廃棄物を出さない創意工夫する
製品、材料、工具は、決められた場所に返却する

製造部門

燃料使用量を把握し記録する
車両及び重機の点検整備の徹底を図り点検整備状況の記録を行う
アイドリングの防止と無駄のないアクセル操作を従業員に周知徹底させる
昼休みと休憩時間には、使用していない機械の電源を切る
配管からの漏水を定期的に点検する
手洗い場に節水を呼びかける標語シールを掲示する
洗車場の水を循環して使用する
廃棄物の量を把握し記録
保管場所の整理整頓
廃棄物の分別の指導
ごみの分別を徹底し、3Rに努める
【リデュース(ごみの発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(ごみの再生利用)】
工場敷地内の法面等に緑化を行う
ウエス、軍手は無駄に廃棄しない
廃棄物を出さない創意工夫する
危険物は、決められた保管場所に保管する
危険物の容器は、確実に蓋をする
危険物を取り扱う社員に対して定期的に安全教育を行う
製品、材料、工具は、決められた場所に返却する
工場敷地内の法面等に緑化を行う

営業・総務・事務部門

電気使用量を把握し記録する
事務所及び休憩室の空調温度の適正(冷房26 暖房23 に設定)
パソコンとコピー機の節電機能を活用する
昼休み消灯と人のいない部屋の消灯を徹底する
両面印刷、両面コピーを徹底する
使用済み用紙の裏面を利用する
書類、資料の電子データ化を進める
顧客の電子マニフェスト化推進に努める
事務所の壁面にグリーンカーテンを施す

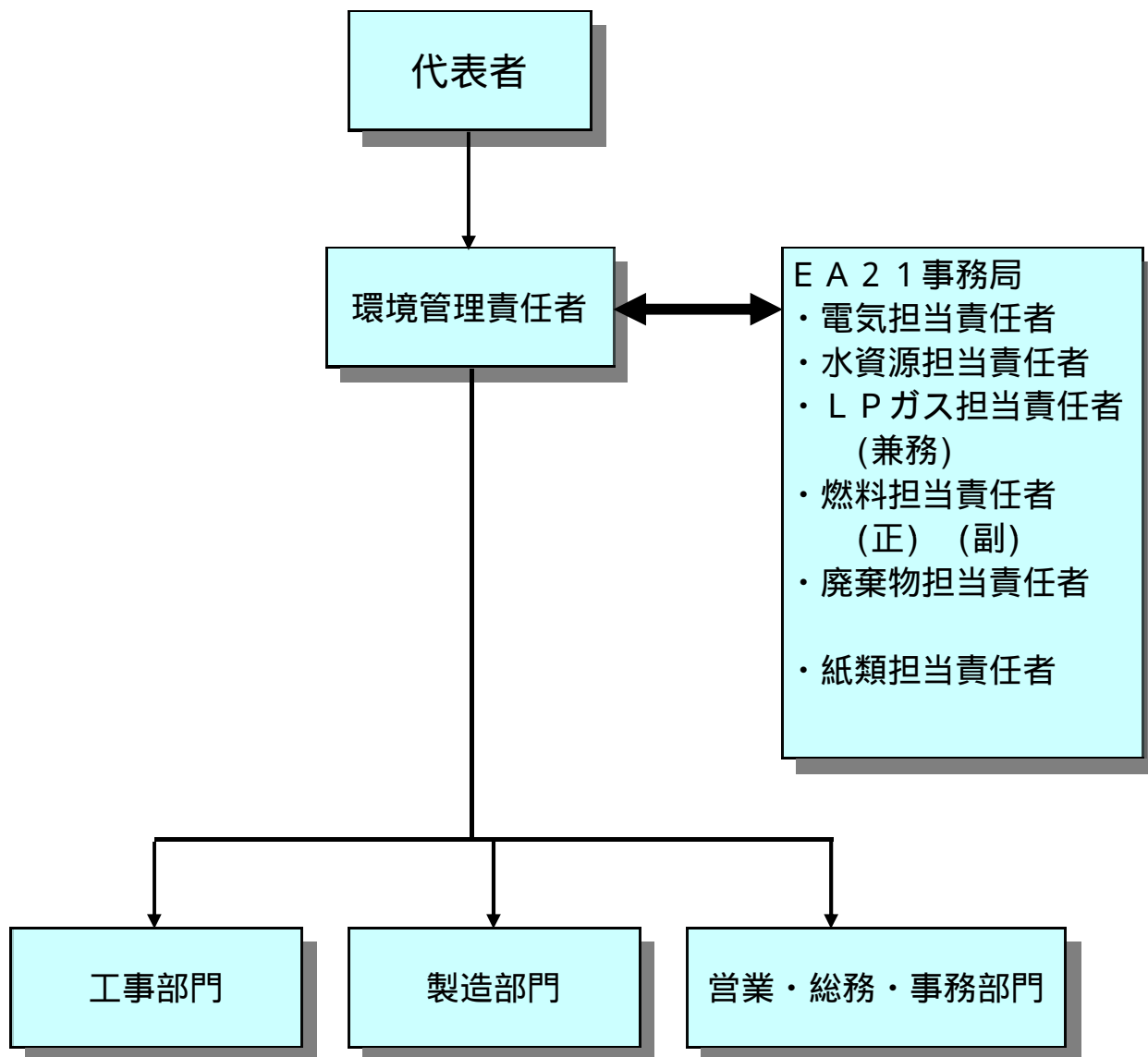
会社全体

社員による技術提案制度で、環境への取組についても提案を募集する
地域の緑化活動におけるボランティアに積極的に参加する。

4 環境活動計画の実施体制

この環境活動計画にそって環境保全活動を推進するために、環境管理責任者を中心とする環境推進委員会（EA21事務局）を設け、全従業員が「具体的な取組」を実行します。

実施体制



4 - 1 . 役割分担（責任）と権限

代表者

- 1 環境管理責任者の任命
- 2 環境方針の制定
環境経営に関する方針（環境方針）を定め、誓約する
- 3 エコアクション21全体の評価と見直し
- 4 環境経営システム（EMS）の実施及び管理に必要な資源の準備
- 5 社内情報の外部への開示（リスク管理）

環境管理責任者

- 1 環境経営システムの確立・実施及び維持するための処置
- 2 代表者に対し環境経営システムの有効性・取組状況の報告
- 3 推進機関であるEA21事務局の責任者として事務局運営
環境関連文書の作成及び整理
環境関連文書の記録
毎月の環境負荷データの収集
従業員に周知させる
- 4 必要な教育・訓練の計画と実施

担当責任者

- 1 電気の担当責任者
 - ・ 電気使用量を把握し記録する
 - ・ 事務所及び休憩室の空調温度の適正（冷房26 暖房23 に設定）
 - ・ パソコンとコピー機の節電機能を活用する
 - ・ 昼休み消灯と人のいない部屋の消灯を徹底する
- 2 水資源の担当責任者
 - ・ 水資源使用量を把握し記録する
 - ・ 配管からの漏水を定期的に点検し水道水を出しすぎないように従業員に周知徹底する
 - ・ 手洗い場に節水を呼びかける標語シールを掲示する
 - ・ 洗車場の水を循環して使用する
- 3 LPガスの担当責任者
 - ・ LPガス使用量を把握し記録する
 - ・ 配管の老朽化を定期的に点検する
 - ・ 温水器を無駄に使用しないよう従業員に周知徹底する
- 4 燃料の担当責任者
 - ・ 燃料使用量を把握し記録する
 - ・ 車両及び重機の点検整備の徹底を図り点検整備状況の記録を行う
 - ・ アイドリングの防止と無駄のないアクセル(スロット)操作を従業員に周知徹底させる
 - ・ 昼休みと休憩時間には、使用していない機械の電源を切る
 - ・ 積載オーバーをしないよう従業員に周知徹底させる
- 5 廃棄物の担当責任者（一般廃棄物及び産業廃棄物）
 - ・ 廃棄物の量を把握し記録
 - ・ 保管場所の整理整頓
 - ・ 廃棄物の分別の指導
ごみの分別を徹底し、3Rに努める**【リデュース(ごみの発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(ごみの再生利用)】**
- 6 紙類の担当責任者
 - ・ 両面印刷、両面コピーを徹底する
 - ・ 使用済み用紙の裏面を利用する
 - ・ 書類、資料の電子データ化を進める
 - ・ 顧客の電子マニフェスト化推進に努める
- 7 車両・重機担当責任者
 - ・ 車両及び重機の点検整備の徹底を図るため従業員に指導する
 - ・ 点検整備状況の記録を行う

5 環境関連法規への違反、起訴等の有無および環境関連法規制等の順守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りです。

法 規 名		
廃棄物・リサイクル対策関係法規		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)		
公害対策関係法規		
大気汚染防止法	一般粉塵 ベルコン	フルイ機
騒音規制法		フルイ機
振動規制法		フルイ機
水質汚濁防止法		
土壌汚染対策法		
その他の関連法規		
道路交通法		
道路運送車両法		
労働安全衛生法		

環境関連法規制への違反，訴訟状況

行政	違反・ご指摘有りません
お客様	ご指摘有りません
近隣住民の皆様	ご指摘有りません

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境関連法規への違反はありません。また、関係当局よりの違反・訴訟等の指摘は、過去3年間ありません。

以上